令和８年３月１９日
島根県土木部土木総務課
細田　・　武田
電　話　　0852-22-5320

島根県発注工事の契約解除について

土木部益田県土整備事務所（以下､県土整備事務所）において簡易型一般競争入札により落札決定し、契約を締結した工事について、入札事務に誤りがあったため、次のとおり契約を解除しました。

１．契約解除となった工事の概要

工　事　概　要：道路改良工事　延長１８０ｍ
応札業者数：４者
開　　札　　日：令和６年４月　９日
契約締結日：令和６年４月１５日
予　定　価　格：２０，０４７，０００円（税抜）　　※事前に公表
最低制限価格：１８，２１３，０００円（税抜）
契　約　金　額：１８，２１４，０００円（税抜）→　２０，０３５，４００円(税込)

２．経緯と契約解除の理由

⑴　県土整備事務所は、令和６年３月２２日に入札公告を行い、応札業者が入札額を算定するために必要となる資材や人員の数量などを「見積参考資料」として公表した。
⑵　４月９日に開札を行い、入札結果を公表し、４月１５日に落札業者と契約を締結した。
⑶　４月１６日に公表を確認した応札者から予定価格等に疑義が示されたが、その際には誤りが確認できず、５月２日に改めて応札者から具体的な積算誤りの指摘があったことで、入札事務が適正でないことが判明したため、７月２日付で契約を解除した。
⑷　その後、契約相手方に謝罪し経緯等について丁寧に説明を重ねた結果、ご理解いただき、令和８年２月２６日に示談が成立した。

３．積算誤りの概要

工事価格の積算に当たり、アスファルト殻処分費を４，２００円／トンとすべきところ、３，７００円／トンとし、過小に予定価格を設定し入札を執行した。なお、正しい予定価格は２０，１０８，０００円（税抜）であった。

４．損害賠償額

契約相手方に対して、契約解除までに当該工事に要した経費等の４，９４１，０８０円を損害賠償として支払った。

５．再発防止に向けた取組

積算時の注意点についてのチェックリストの拡充を図るとともに、複数の職員で確認することについて関係所属に対して、注意喚起を行った。

加えて、開札後に応札者に対し積算を公表し、応札者の申し立てにより積算の誤りが認められた場合は、落札を決定する前に入札中止とする制度を令和８年１月から試行している。

６．その他

本件は、発注者側の誤りであることから、事業者名等の公表は差し控えます。